

第87回平塚市個人情報保護審査会議事録

日時 令和7年10月29日（水） 14:00～16:30	場所 平塚市役所本館6階 619会議室
出席者 22名	
委員 佐藤委員、兒玉委員、長谷川委員、蓑島委員、和田委員	
事務局 石橋課長、担当者3名	
実施機関 固定資産税課 石井課長、課長代理 デジタル推進課 越山課長、課長代理	
市 民 課 小林課長、小島担当課長、担当者3名	
教 職 員 課 宮坂課長、担当者3名	

議題

（1）保有個人情報に係る事故報告について【公開】

各実施機関から個人情報に係る事故報告について、発生の経緯や対応結果、再発防止策等を報告した。

課名	発生事案
固定資産税課	誤交付
デジタル推進課	不正アクセス
市民課	誤送付 誤送付 その他
教職員課	紛失 その他 紛失 盗難、紛失 その他

【固定資産税課】

- （委員）4月17日は件数が多い時期か。また、16時20分頃に発生したとのことだが、混雑する時間帯なのか。
⇒（実施機関）4月は1年間で一番件数が多い繁忙期であり、平均して1日200人の受付がある。事故当日も課税証明書を含めた件数も含めれば、多かった方であった。
- （委員）再雇用の職員なのか。
⇒（実施機関）再雇用の職員ではない。交付担当で4年目の職員である。
- （委員）外国籍の方が記入する場合は、アルファベットか、それともカタカナか。
⇒（実施機関）申請者の書く内容による。アルファベットが書ける人もいれば、カタカナだけの人もいる。
- （委員）単なる人違いで渡したように見えるが、単純なミスで済ましてはならない。3桁の数字を見間違えたことだが、今後はベテランの職員であっても、しっかり対応してもらいたい。
⇒（実施機関）承知した。
- （委員）再度同じような事故が起きないようにしてもらいたい。

⇒ (実施機関) 承知した。

- ・ (委員) 市民税、県民税証明書の交付時にマイナンバーカード等の身分証明書等の照合をするのか。

⇒ (実施機関) 申請時に身分証明書の照合を行う。証明書が5～10分後に出来上がった時に、受付カードを手渡してもらう。

⇒ (委員) このような漏えい事故が発生していることから、交付時にも身分証明書の提示を求めた方がいいのではないか。

⇒ (実施機関) 再発防止策を内部で検討した際に、二度身分証明書の提示を求めることも考えたが、繁忙期に窓口での待ち時間短縮の観点から、交付時の身分証明書の提示を不要とした。

⇒ (委員) そのような対応方法では、同種の漏えい事故が起きかねない。

⇒ (実施機関) 番号カードは一人ひとり番号が異なるものを渡しているので、再発防止として機能していると考えている。

- ・ (委員) そもそもこの方法で失敗が起きているから報告してもらっているので、同じ方法ではまた繰り返すのではないか。

⇒ (実施機関) 漏えい事故前は証明書受領時に、名乗ってもらっていないが、現状は名乗ってもらうようにしている。

- ・ (委員) いずれにしても、人違いが起きましたという報告は二度と起こらないようにしなければならない。

⇒ (実施機関) 市民と業者が多いため待ち時間が長すぎると、罵声を浴びせかけられることがある。そのため、再発防止対策後の取扱いで対応している。

- ・ (委員) 外国籍市民であると、日本語が不自由であるため、職員がどのくらい理解できるのか疑問である。提出して、書類を受け取るのみであるので、人違いを起こさないような対応策を求めたい。

- ・ (委員) 再発防止策として、完璧なものを探すのは難しいが、交付時になんらかの工夫を求めたい。もう一步踏み込んだ対策をお願いしたい。個人情報であるため、漏えい事故を発生したから謝罪すれば済むというわけではない。

【デジタル推進課】

- ・ (委員) 広報課と協議し、非公表としたとのことだが、公表または非公表とする判断基準はどのようなものか。

⇒ (実施機関) 手持ち資料がないが、職員に関する情報のため、非公表として取り扱った。

- ・ (委員) IIJに不正アクセスがあった際は、IIJから連絡があったということではなく、報道で実施機関は把握したのか。

⇒ (実施機関) IIJは神奈川県に報告し、神奈川県から平塚市に連絡がある前に、報道により把握した。全て神奈川県が窓口になっているため、個々の自治体に全てIIJから連絡をしているものではない。

- ・ (委員) 不正アクセスを実施機関で防ぐのは困難であるのは理解できる。可能な限り、同種の事故が起きないようにしてもらいたい。

【市民課】

①誤送付

- ・ (委員) たまたまミスが重なったことにより、発生した漏えい事故だが、手入力しなければならないのは、手作業で確認を行っているのか。
⇒ (実施機関) そうである。
- ・ (委員) 手入力するのは、何を見ているのか。
⇒ (実施機関) 住所異動届を見ながら、入力している。見間違いによるミスであり、本来であるならコピペすればよかったです。
- ・ (委員) 市民課はかなり慎重に確認作業を行っている印象だが、このような事故が発生することで、今後は再発防止策をしっかりともらいたい。
⇒ (実施機関) 承知した。
- ・ (委員) 「本人確認状態」を「確認できなかった」にチェックを入れなかったことが事故の原因とのことだが、チェックを確認できなかった場合は、どのような通知が自動生成されるのか。
⇒ (実施機関) 「あなたの住所が異動したのでお知らせします。」という内容のはがきを送付することになる。なりすましによる異動届の可能性もあるので、郵送により通知することになる。
⇒ (委員) 自動生成されている場合は、そのような作業はしないとのことか。
⇒ (実施機関) はがきが自動生成されるため、当該はがきを郵送することになる。
⇒ (委員) 本人確認ができなかったにチェックが入れば、ハガキは作成されないのか。
⇒ (実施機関) 本人確認ができなかったにチェックが入れば、ハガキは自動生成される。今回の場合はレ点チェックをするのを忘れてしまい、はがきが必要なのにはがきが出ていないので、手作業ではがきを作成することになった。
- ・ (委員) 住民異動届受理通知について、本人が確認できた場合はどうなるのか。
⇒ (実施機関) 本人が確認できた場合は、住民異動届受理通知は発送していない。
- ・ (委員) 本人確認ができないことはあまり多くないのではないか。
⇒ (実施機関) そのとおりである。
- ・ (委員) どのくらい件数があるのか。
⇒ (実施機関) 少ないときは一日当たり 2 ~ 3 件、多くて 30 件。
- ・ (委員) はがきが出てこないことが起きた時に、チェックを入れ直して業務を進めることはできないのか。
⇒ (実施機関) 翌日以降にはがきは発送するために、入力作業が完了し、後からチェックし、はがきを発行することができないシステムである。異動履歴も増えてしまうことなので、後から入力直しができないものである。
- ・ (委員) 住民異動通知書には何が書かれているのか。
⇒ (実施機関) 前住所に送るものである。
- ・ (委員) 保護シールが貼られたはがきのことだが。
⇒ (実施機関) 保護シールははがされていなかった。はがきの宛名がはがきを受理した人物と違うとのことで、連絡があった。
- ・ (委員) 個人情報保護シールを使うこと自体がどうなのか。
⇒ (実施機関) 郵送料の削減のため、封書ではなくはがきとしている。来年度以降は全国で標準化になり、封筒での送付に変更される予定である。

- ・ (委員) いくつかのミスが重なって発生した事故のようであるが、防止できなかつたのかな、と疑問を感じる。手入力すること自体がミスの温床となってしまう。自動出力されたものを送付するようなシステムにできたらしてもらいたい。再発防止策のとおり、徹底してもらいたい。
⇒ (実施機関) 承知した。

②誤送付

- ・ (委員) フリガナを 11 万 5 千通の中で、附票と住所が違うのは今回の 1 件のみであるか。
⇒ (実施機関) 誤記載は本 1 件であるが、返送されてきたものは多くある。
- ・ (委員) 戸籍に載っていない人が多くいるということか。
⇒ (実施機関) 戸籍は存在するが、戸籍の附票は戸籍とは別のものであるため、戸籍に載っていないというわけではない。届かないという事態は問題であり、返送されてきた 600 通は住所をさらに確認し、異動しているが戸籍の附票に反映していなかった等、問題点を洗い出しし、再度送り直している。異動したが、異動届を市民課に提出していない人もいるということになる。生死も含めて、はっきりしていないような事例もみられる。
- ・ (委員) 国勢調査において、氏名と住所を記入するが、照合することはあるのか。
⇒ (実施機関) 住民票の異動の手続きが提出されないと情報の積み上げができる。国勢調査は調査日時点において、どこにいるのかという情報であるので、照合することはしていない。いろんな事情を抱えていて異動届を提出していない市民がいるので、対応に苦慮しているところである。
- ・ (委員) マイナンバーカードは保険証とつながったため、登録率は高いのではないか。
⇒ (実施機関) 登録率は 6 割を超えた程度である。
⇒ (委員) 紙の方も多いのか。
⇒ (実施機関) 12 月以降は資格確認証の方が増えると考えられる。
- ・ (委員) 日本国民がどこにいるのか把握するのが難しいということであるのか。
⇒ (実施機関) 実施機関としては、届出をしっかりしてくださいとアナウンスしているが、例外は発生てしまっている。この状態がよいというものではないので、住所の届出を各種方面でアナウンスをしている。委員が指摘するように全て把握していない現状である。
- ・ (委員) 国勢調査にて把握した調査結果が戸籍に反映されるような制度ではないのか。
⇒ (実施機関) 施設に入所していて、自宅ではないと認識している市民に対し、異動届を提出していない人も存在する。
- ・ (委員) 24 年間、戸籍謄本を取得していない方か。
⇒ (実施機関) 戸籍謄本を取得したかもしれないが、戸籍附票を取得していない方である。さらに、住所の異動が発生していない方である。

③その他

- ・ (事務局) 補足として、教職員課でも同様の事故が発生している。立て続け出の発生であったため、市民情報・相談課から行政総務課に郵便局へ働きかけを出来な

いか打診した。郵便局側も承知し、再発防止に努めることとなった。

⇒（委員）そもそも液体のりを使わなければ発生しなかった事故ではないかと感じる。通数を確認するときに分かるのではないかと思うが、普段はどのようにやっているのか。

⇒（実施機関）束のある状態で確認している。テープ糊の使用も検討している。

- ・（委員）郵便局の対策に頼るのもどうかと思う。

⇒（実施機関）郵便局も通数の確認を手作業で行っている。郵便局も一枚一枚はがして数えているが、その作業の工程でくっつくことが発生している模様。

⇒（委員）郵便局の努力に頼るのは違うような気がする。糊が変なくつつき方をしなければ防げたように思える。

- ・（委員）本当に発送したかどうかの確認において、1600通という数は膨大である。選挙や銀行で使用されているような封筒部数をカウントする機器を導入することはできないのか。1600通とアバウトに記載されているが、そのうちの2通がカウントされていなかったことを考慮すると必要ではないか。

⇒（実施機関）郵便局へ持ち込む時点では、送る数と実際の通数はしっかりカウントして一致させている。郵便局において、3つが1つに数えられていることになる。

- ・（委員）糊の付き方が悪かったということか。

⇒（実施機関）夏の時期で、暑さでの糊が解けてしまったことも考えられる。

⇒（事務局）委員指摘のとおり、機器の導入に向けて、検討したことがあるが、予算措置が困難とのことで頓挫したことがあった。今回の事故の件もあるので、再度提案できればと考えている。また、糊については、以前は水で濡らす糊を使用していたが、粘着力が弱いことから到着時点で封が開いた状態になってしまい、お客様からお叱りを受けたことがあった。このことから、糊をしっかり付ける習慣が広まつたのではないかと思う。

- ・（委員）汎用性のある機器は高価なものであるか。

⇒（実施機関）多機能でないものは100万円以下の金額である。

- ・（委員）郵便局も定型の封筒の枚数をカウントできる機器を使用しているのか。

⇒（事務局）使用しているとの報告を受けている。機械によって仕分けを2回実施しているとのこと。

- ・（委員）民間の会社ではシールをはがす封筒を使っているが、そのような封筒にしてみてもいいのではないか。

⇒（実施機関）今回使った封筒は、府内共通で使用している糊無しの封筒である。会計課で払い出しを行っているので、市民課として対応できるわけではないが、何かあれば提案したいとは考えている。

【教職員課】

①紛失

- ・（委員）令和7年7月に書類がないことが確認されたとのことだが、教職員の課税証明書等の書類は必要なものであるのか。

⇒（実施機関）児童手当支給の認定のため、必要なものである。

- ・（委員）3月末とのことで、新年度直前であり、確認不足によるものと考えられる。シュレッダーにかけた場合は、全く見つからない。

- ・ (委員) 以前も年度末ではなく、別の時期に一人作業ではなく複数名での作業にするようにすると再発防止策にあったと思われる。
⇒ (実施機関) 指導要録で同様の事故があり、再発防止策として年度末以外の時期としたことがあった。
- ・ (委員) そちらへんで、そういう指導がありましたという感じであれば、事故が起きにくくなるのではないかと思う。
⇒ (実施機関) 事務職員による漏えい事故であるため、事務職員も含めて改めて指導していきたい。

②その他

- ・ (委員) イニシャルだと手間がかかり、徹底されないことが懸念される。持ち出し時には、持ち出し簿のように追跡できるようにできないか。
⇒ (実施機関) 学校では日々成績をつけてるので、毎日持ち出し簿を記録することになる。再発防止にも記載したが、戸締り確認時に置き忘れないか確認することを履行している。
- ・ (委員) ファイルというはどのようなファイルか。封筒に入っているようなものか。
⇒ (実施機関) 封筒には入らず、むき出しの状態である。
- ・ (委員) 開放日は週休日のみか。
⇒ (実施機関) 平日を含め毎日開放している。
- ・ (委員) この教諭は何のため、名簿を持ち出したのか。
⇒ (実施機関) 体育の評価をするためである。
- ・ (委員) 5月だと担任教諭も氏名を覚えられないかもしれない。
⇒ (実施機関) そのように考えられる。必要なないものを持っていかないのは原則である。徹底していかなければならないことである。
- ・ (委員) 人だから忘れるなどを前提として、対策をすべきである。教諭は多忙であるのを承知しているが、個人情報を漏えいしていいというわけではない。
- ・ (委員) 発生した原因は、体育の成績をつけるためであるとのことである。バインダーがないと記録をつけにくい。紐をつけて首からつるすのはどうか。
⇒ (実施機関) 体育の授業なので、安全性の面から首や腰に掛けるのは禁止としている。

③紛失

- ・ (委員) 個人のデジカメ、SDカードとのことだが、修学旅行の写真のみか。
⇒ (実施機関) 修学旅行の事前の準備の様子も撮影されている。
- ・ (委員) デジカメには中学校名が記載されているのか。
⇒ (実施機関) デジカメに中学校名は書かれていないものの、写真を見るとジャージに中学校名が記載されている。
- ・ (委員) デジカメで地理情報が記録されるようになっているのか。

⇒ (事務局) 一般に発売されているデジカメは地理情報を記録している。

- ・ (委員) 予算はかかるが、デジカメを購入して、教諭の私物を使わないようにするのが根本的解決策ではないか。

⇒ (実施機関) そのとおりであると認識している。

- ・ (委員) 私物のデジカメということだが、生徒がスマホを紛失した場合はどうなるのか。

⇒ (実施機関) 生徒がスマホを携行することを禁止している。教諭がスマホで撮影することも禁止している。

④ 盗難、紛失

- ・ (委員) なぜバイクのカギを抜き忘れてしまったのか、疑問である。不要な個人情報も持ち合わせていたことも管理が徹底していなかったと言える。

- ・ (委員) 当該教諭はいつも手帳を携行していると、常に個人情報を持ち出していくことになる。

⇒ (実施機関) 専科教諭の氏名も個人情報であるという認識が甘かったようである。

- ・ (委員) 大切な情報を持っているという認識が甘かったことが、最大の問題点である。

- ・ (委員) 学校の時間割、下校時刻など学校に関する情報を徹底して管理する必要があることを意識づけるきっかけにしてほしい。試験の答案のみならず、時間割も大切な文書である認識をしてもらいたい。

⑤ その他

- ・ (委員) 全部に関してダブルチェックをしなければならないのか、と思われているのかもしれない。

⇒ (実施機関) 必ずダブルチェックするように指導しているが、浸透していないことが考えられる。

- ・ (委員) 毎月行っている作業なのか。

⇒ (実施機関) そのとおりである。全員で9名の対応をしている。

- ・ (委員) 養護教諭は各課学校に何名配置しているか。

⇒ (実施機関) 各校1名である。

⇒ (委員) ダブルチェックすることだが、養護教諭1名体制だと困難ではないか。

⇒ (実施機関) それぞれの担任教諭にダブルチェックするようにしている。

- ・ (委員) 封筒は封かんしているのか。

⇒ (実施機関) 封かんせず、開いた状態となっている。

⇒ (委員) 養護教諭とそれぞれの担任でダブルチェックしないと機能しないと思う。ダブルチェックしなさいと言うのは簡単であるが、現場での組み合わせを考えないとやりきれない。養護教諭から来た文書については、それぞれの担任が確認するという流れが望ましい。念仏のように何度も言っても意味がない。

- ・ (委員) アレルギー対応が必要な9名の生徒分の確認作業をしてもらうしかな

い。人命にかかわることである。

- ・ (委員) 発作が起きてしまったときにエピペンは誰が管理しているのか。
⇒ (実施機関) 養護教諭がエピペンを管理し、養護教諭が不在の際は管理職が対応する。
- ・ (委員) 年度末が近づいてくるので、周知徹底を今のうちに願いしたい。
⇒ (実施機関) 承知した。

(2) 保有個人情報取扱事務の業務委託報告について【公開】

事務局から新規 12 件、変更 7 件及び廃止 9 件のうち、特徴ある業務委託について補足説明した。

- ・ (委員) 73 ページ、新規 8 において、個人情報の取得を委託先に入手させることで、間違いないか。
⇒ (事務局) 実施機関から委託先に提供する。
- ・ (委員) 99 ページ、変更 2 において、項目は別紙のとおりとのことだが、別紙がない。
⇒ (事務局) 別紙を添付すべきであった。
- ・ (委員) 127 ページ廃止 2 において、事業名と個人情報取得目的が同じだが。
⇒ (事務局) 件名を記入する欄がない

(3) その他【公開】

- ・ 和田委員が今回で最後の審査会となる。
- ・ 実施状況を机上配布資料として報告した。

以上

＜配付資料＞

- ・ 個人情報保護法ハンドブック
- ・ 個人情報に係る事故報告書（資料 1）
- ・ 保有個人情報取扱事務の業務委託報告書（資料 2）
- ・ 令和 6 年度個人情報保護制度の実施状況報告書（資料 3）